

岩手県公安委員会・岩手県警察外部通報処理要綱

第1 目的

この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）の施行に伴い、岩手県公安委員会（以下「公安委員会」という。）及び岩手県警察（以下「県警察」という。）において、外部の労働者からの法に基づく公益通報を適切に処理するため、公安委員会及び県警察が取り組むべき基本的事項を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、事業者の法令遵守（コンプライアンス）を推進することを目的とする。

第2 県警察に係る外部通報の処理

1 用語の定義

法に定めるもののほか、第2において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 外部通報 通報対象事実（県警察が処分又は勧告等の権限を有するものに限る。以下第2において同じ。）に関係する事業者には雇用されている労働者（県警察を労務提供先とする労働者を除く。以下第2において同じ。）、当該事業者を派遣先とする派遣労働者及び当該事業者の取引先の労働者が、当該通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を県警察に通報することをいう。
- (2) 外部通報・相談窓口 外部通報を受理し、及び外部通報に関連する相談に応じるための窓口をいう。
- (3) 主管課等 通報対象事実について処分又は勧告等をする権限に係る事務を所掌する警察本部内の所属及び警察署をいう。

2 外部通報・相談窓口の場所等

(1) 外部通報・相談窓口の場所

警務部県民課（以下「県民課」という。）に、外部通報・相談窓口を置く。

(2) 外部通報・相談窓口への連絡等

外部通報・相談窓口の事務に従事する職員以外の職員は、外部通報をされたときは、遅滞なく、外部通報・相談窓口への連絡その他の適切な措置をとる。

(3) 秘密保持の徹底・利益相反関係の排除

ア 外部通報の処理に従事する職員は、外部通報に関する秘密を漏らしてはならない。

イ 県警察の職員は、自らが関係する外部通報の処理に関与してはならない。

3 外部通報の処理の手順

(1) 外部通報の受理等

ア 県民課は、労働者から受けた通報が外部通報に該当するときは、当該外部通報の内容を主管課等に連絡するとともに、当該外部通報をした者に対し、当該外部通報を受理した旨を通知しなければならない。この場合において、県民課は、当該外部通報をした者の秘密保持に配慮しつつ、当該外部通報をした者の氏名及び連絡先並びに当該外部通報の内容となる事実を把握するとともに、当該外部通報をした者に対し、当該外部通報をした者の秘密は保持されることを説明する。

イ 県民課は、労働者から受けた通報が外部通報に該当しないときは、当該通報をした者に対し、当該通報を外部通報として受理しない旨又は情報提供として受け付ける旨を通知しなければならない。この場合において、県民課は、当該通報に係る通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を県警察が有しないときは、当該通報をした者に対し、当該権限を有する行政機関を教示する。

(2) 調査の実施等

ア 主管課等は、外部通報を受理した後は、必要な調査を行う。調査の実施に当たっては、外部通報をした者の秘密を守るため、当該外部通報をした者が特定されないよう十分に配慮しつつ、必要かつ相当と認められる方法で行う。

イ 主管課等は、適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮しつつ、外部通報をした者に対し、調査結果を通知するよう努める。

ウ 主管課等は、調査結果を外部通報をした者に対し通知したときは、その内容を県民課に連絡する。

(3) 受理後の教示

労働者からの通報を受理した後において、県警察ではなく他の行政機関が当該通報に係る通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有することが明らかになったときは、主管課等は、当該通報をした者に対し、当該権限を有する行政機関を教示する。この場合において、主管課等は、当該権限を有する行政機関を教示した旨を県民課に連絡する。

(4) 調査結果に基づく措置の実施等

ア 主管課等は、調査の結果、通報対象事実があると認めるときは、速やかに、法令に基づく措置その他適切な措置（以下「措置」という。）をとる。この場合において、主管課等は、当該措置の内容を県民課に連絡する。

イ 主管課等は、措置をとったときは、適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮しつつ、外部通報をした者に対し、その内容を通知するよう努める。

4 公安委員会への報告

県民課は、外部通報に該当する通報を受理したときは当該通報の内容を、主管課等から調査結果及び措置の内容の連絡を受けたときは当該調査結果及び当該措置の内容を、公安委員会に報告する。この場合において、主管課等は、県民課に協力する。

5 その他

(1) 通報関連資料の管理

県民課及び主管課等は、外部通報の処理に係る文書を、岩手県公安委員会及び岩手県警察本部長が保有する行政文書の管理に関する規則（平成13年岩手県公安委員会規則第6号）及び岩手県警察行政文書管理規程（平成13年岩手県警察本部訓令第6号）に基づき、適切に管理しなければならない。

(2) 協力義務

ア 県警察の職員は、外部通報に関して、他の行政機関その他公の機関から調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行う。

イ 主管課等は、通報対象事実に関し、他に処分又は勧告等をする権限を有する行政機関がある場合においては、当該行政機関と連携して調査を行い、又は措置をとるなど、相互に緊密に連絡し、協力する。

第3 公安委員会に係る外部通報の処理

1 用語の定義

法に定めるもののほか、第3において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 外部通報 通報対象事実（公安委員会が処分又は勧告等の権限を有するものに限る。以下同じ。）に係る事業者には雇用されている労働者、当該事業者を派遣先とする派遣労働者及び当該事業者の取引先の労働者が、当該通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を公安委員会に通報することをいう。

(2) 外部通報・相談窓口 外部通報を受理し、及び外部通報に関連する相談に応じるための窓口をいう。

(3) 主管課等 通報対象事実について処分又は勧告等をする権限に係る事務について補佐する事務を所掌する警察本部内の所属及び警察署をいう。

2 外部通報・相談窓口の場所等

(1) 外部通報・相談窓口の場所

警務部総務課公安委員会補佐室（以下「公安委員会補佐室」という。）に、外部通報・相談窓口を置く。

(2) 外部通報・相談窓口への連絡等

外部通報・相談窓口の事務に従事する職員以外の職員は、外部通報をされたときは、遅滞なく、外部通報・相談窓口への連絡その他の適切な措置をとる。

(3) 秘密保持の徹底・利益相反関係の排除

ア 外部通報の処理に従事する職員は、外部通報に関する秘密を漏らしてはならない。

イ 県警察の職員は、自らが関係する外部通報の処理に関与してはならない。

3 外部通報の処理の手順

(1) 外部通報の受理等

ア 公安委員会補佐室は、労働者から受けた通報が外部通報に該当するときは、当該外部通報の内容を主管課等に連絡するとともに、当該外部通報をした者に対し、当該外部通報を受理した旨を通知しなければならない。この場合において、公安委員会補佐室は、当該外部通報をした者の秘密保持に配慮しつつ、当該外部通報をした者の氏名及び連絡先並びに当該外部通報の内容となる事実を把握するとともに、当該外部通報をした者に対し、当該外部通報をした者の秘密は保持されることを説明する。

イ 公安委員会補佐室は、労働者から受けた通報が外部通報に該当しないときは、当該通報をした者に対し、当該通報を外部通報として受理しない旨又は情報提供として受け付ける旨を通知しなければならない。この場合において、公安委員会補佐室は、当該通報に係る通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を公安委員会が有しないときは、当該通報をした者に対し、当該権限を有する行政機関を教示する。

(2) 調査の実施等

ア 主管課等は、外部通報を受理した後は、必要な調査を行う。調査の実施に当たっては、外部通報をした者の秘密を守るため、当該外部通報をした者が特定されないよう十分に配慮しつつ、必要かつ相当と認められる方法で行う。

イ 主管課等は、適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮しつつ、外部通報をした者に対し、調査結果を通知するよう努める。

ウ 主管課等は、調査結果を外部通報をした者に対し通知したときは、そ

の内容を公安委員会補佐室に連絡する。

(3) 受理後の教示

労働者からの通報を受理した後において、公安委員会ではなく他の行政機関が当該通報に係る通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有することが明らかになったときは、主管課等は、当該通報をした者に対し、当該権限を有する行政機関を教示する。この場合において、主管課等は、当該権限を有する行政機関を教示した旨を公安委員会補佐室に連絡する。

(4) 調査結果に基づく措置の実施等

ア 主管課等は、調査の結果、通報対象事実があると認めるときは、速やかに、法令に基づく措置その他適切な措置（以下「措置」という。）をとる。この場合において、主管課等は、当該措置の内容を公安委員会補佐室に連絡する。

イ 主管課等は、措置をとったときは、適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮しつつ、外部通報をした者に対し、その内容を通知するよう努める。

4 公安委員会への報告

公安委員会補佐室は、外部通報に該当する通報を受理したときは当該通報の内容を、主管課等から調査結果及び措置の内容の連絡を受けたときは当該調査結果及び当該措置の内容を、公安委員会に報告する。この場合において、主管課等は、公安委員会補佐室に協力する。

5 その他

(1) 通報関連資料の管理

公安委員会補佐室及び主管課等は、外部通報の処理に係る文書を、岩手県公安委員会及び岩手県警察本部長が保有する行政文書の管理に関する規則（平成13年岩手県公安委員会規則第6号）又は岩手県警察行政文書管理規程（平成13年岩手県警察本部訓令第6号）に基づき、適切に管理しなければならない。

(2) 協力義務

ア 県警察の職員は、外部通報に関して、他の行政機関その他公の機関から調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行う。

イ 主管課等は、通報対象事実に関し、他に処分又は勧告等をする権限を有する行政機関がある場合においては、当該行政機関と連携して調査を行い、又は措置をとるなど、相互に緊密に連絡し、協力する。